

国民投票法の問題点について考える

憲法改正の具体的な条文案が議論されるようになりました。憲法を改正するには、国民投票が行われなければなりません。国民投票について定めた日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)には、テレビ・ラジオの有料広告の規制が不十分であったり、最低投票率についての定めがないなど、さまざまな問題があります。

広告代理店に長く勤務されていた経験もおありで、テレビの有料広告規制の問題について警鐘を鳴らし続けている本間龍さんのお話をうかがいます。ぜひご参加ください。

日時： **2018年10月26日(金)**
18:30~20:30 (開場18:10)

講演：「巨大広告代理店に操作される
憲法改正国民投票」

本間 龍 さん

1962年、東京都生まれ。著述家。
1989年博報堂入社、2006年退社。「メディアに操作される憲法改正国民投票」(岩波ブックレット)、「広告が憲法を殺す日」(集英社新書)、「原発プロパガンダ」(岩波新書)、「ブラックボランティア」(角川書店)など著書多数。



報告：「国民投票法の法的問題点について」

永田 亮 弁護士 (神奈川県弁護士会会員)



会場： **横浜市開港記念会館 講堂**

(横浜市中区本町1丁目6番地)

主催：神奈川県弁護士会
共催：日本弁護士連合会(予定)
関東弁護士会連合会(予定)

問い合わせ：神奈川県弁護士会
☎045-211-7705 (平日9~17時)

